

2011年10月 11日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年9月

Contents

税務法規

1. 増値税の納税義務の発生時期に関する公告(国家税務総局公告[2011]40号)
2. 『個人所得税法实施条例』の改正に関する決定(国务院令[2011]600号)
3. 西部大開発の推進のための税務政策に関する通達(財税[2011]58号)
4. その他の通達

商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年9月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年9月 6日 第2011022号
- ▶ 2011年9月 20日 第2011023号

Japan Business Servicesグループで、2011年9月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税の納税義務の発生時期に関する公告(国家税務総局公告[2011]40号)

概要

増値税の納税義務の発生時期について、以下のように規定する。施行日は2011年8月1日。

- ▶ 代金直接受領方式による商品販売について、商品を発送して販売収入を仮に計上しているが、売上代金または売上代金取立証憑を受領していない、且つ発票を発行していない場合、当該増値税納税義務の発生時期は売上代金又は売上代金取立証憑の受領日とする。
- ▶ 売上代金または売上代金取立証憑を受領する前に発票を発行した場合は、納税義務の発生時期は当該発票発行日とする。

すでに増値税の申告を完了している施行日以前の取引についても、管轄税務局に申請して当公告に基づく調整を行うことができる。

所見

増値税暫定条例実施細則は、納税義務の発生時期を決済方式別に定めている。

決済方式	納税義務の発生時期
代金直接受領方式	下記のいずれか早い方 <ul style="list-style-type: none">▶ 売上代金または売上代金取立証憑の受領日▶ 発票の発行日
掛売りまたは割賦販売	<ul style="list-style-type: none">▶ 契約書に約定した代金受領日▶ 契約書に約定日がない場合、商品発送日
代金前受方式	商品発送日

しかし、これらの3つの決済方式(特に代金直接受領方式及び代金前受方式)に対して、詳細な定義は与えられていない。納税義務の発生時期の判定は、各地の税務局によって異なる可能性がある。

例えば商品券を販売する場合、代金前受方式と認定されれば、納税義務の発生時期が対象商品の発送日となるが、直接代金受領方式と認定されれば、それより早い代金受領日に納税義務は発生することになる。

2. 『個人所得税法実施条例』の改正に関する決定(国務院令[2011]600号)

概要

個人所得税法の改正に伴い、同実施条例を改正する。施行日は2011年9月1日。一部の条項が改正されているが、外国籍従業員の基礎控除額は従来通り4,800円である。

所見

外国籍従業員の基礎控除額が引き上げられなかったため、一般的にほとんどの外国籍従業員にとって、税負担は増加することになる。

外国籍従業員に対して税引後の給与手取額を保証している場合、個人所得税負担の増加は雇用者に転嫁されるため、企業の経営コストの上昇を招く。下記の外国籍従業員に対する所得税の優遇措置を十分に活用して、税務上最適な給与制度をプランニングすることが勧められる。

項目	根拠通達
引越手当	中国への着任時または中国から離任時に、雇用者が直接支払う、あるいは実費精算方式で外国籍従業員に支給する引越費用に対しては、個人所得税を免除する(国税発「1997」54号)。
ホームリーブ費用	実費精算方式で取得する中国国内の雇用地と国外の家庭所在地の間の移動費用(航空券など)は、有効な証憑を提出すれば、個人所得税が免除される(年2回まで)。ただし当該外国籍個人の家族のホームリーブ費用は対象外(国税発「1997」54号、国税函「2001」336号)。
子女教育手当	雇用者が直接支払う、あるいは実費精算方式で外国籍個人に支給する子女教育手当は、中国国内で受けた教育の支出証憑及び当該期間を証明する資料を提出すれば、個人所得税が免除される(国税発「1997」54号)。
住宅手当	雇用者が直接家主に支払う、あるいは実費精算方式で外国籍従業員に支給する住宅手当は、有効な証憑を提出すれば、個人所得税が免除される。ただし現金で支給する手当に対しては、個人所得税を徴収する(国税発「1997」54号)。
語学研修手当	雇用者が直接支払う、あるいは実費精算方式で外国籍個人に支給する語学研修手当は、中国国内で受けた語学研修の支出証憑及び当該期間を証明する資料を提出すれば、個人所得税が免除される(国税発「1997」54号)。

3. 西部大開発の推進のための税務政策に関する通達(財税[2011]58号)

概要

西部大開発の推進のために以下を規定する。2011年1月1日から遡及適用。

- ▶ 西部地域の内資奨励類企業、外商投資奨励類企業、または他の重点産業に該当する投資プロジェクトにおいて、投資総額内で行う自社用設備の輸入に対して、関税を免除する。
- ▶ 2011年1月1日から2020年12月31日までに、『西部地区奨励類産業目録』記載の業務から総収入の70%以上を奨励類産業から得ている企業については、企業所得税率を15%に軽減する。
- ▶ 2010年12月31日以前に設立された、西部地区において交通業、電力業、水道業、郵便業、テレビ放送業に従事する企業に対して、財税[2001]202号が規定していた企業所得税の二免三減措置の適用を継続する。
- ▶ 重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、並びに湖南省湘西トゥチャ族ミャオ族自治州、湖北省恩施トゥチャ族ミャオ族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州を適用地域とする。
- ▶ 財税[2001]202号、国税発[2002]第47号、財税[2006]165号、財税[2007]65号は廃止する。

所見

第12次5カ年計画で示された西部大開発の推進を目的に、国務院は国発[2010]9号を公布し、税務上の優遇措置の適用期限であった2011年1月1日以降も、同優遇措置の継続を保証していた。ただし下記に示すように、財税[2001]202号が規定していた優遇措置の適用期間が単に延長されたわけではない。

	財税[2011]58号	財税[2001]202号
企業所得税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 奨励産業に従事する企業には15%の軽減税率を適用する。 ▶ 特定の5産業に従事する企業には二免三減を適用する。 ▶ 地方所得税は新企業所得税法により廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 同左。 ▶ 同左。 ▶ 自治区に所在する内資企業には企業所得税を減免する。同外商投資企業には3%の地方所得税を減免する(省レベルでの認可が必要)。

	財税[2011]58号	財税[2001]202号
関税	西部地域の奨励類、重点産業の投資プロジェクトにおける自社用設備の輸入に対して、関税を免除する。	西部地域の奨励類、重点産業の投資プロジェクトにおける自社用設備の輸入に対して、関税及び輸入増値税を免除する。
耕地占用税	該当なし。	国及び省レベルでの高速道路建設を目的として使用されている土地に対しては、耕地占用税を免除する。

この他にも、『新疆の経済的に困難な地域における企業設立に係る企業所得税の優遇措置に関する通達』（財税[2011]53号）も公布されている。『西部地区奨励類産業目録』と同様、同通達の対象となる産業の目録も現時点では発表されていない。西部地区への投資者は、最新の動向に注目していただきたい。

4. その他の通達

- ▶ 出資資本の払い戻しに係る個人所得税の取り扱いに関する通達（国家税務総局公告[2011]41号）
- ▶ 貨物運輸業発票の代理発行に係る個人所得税率に関する通達（国家税務総局公告[2011]44号）
- ▶ 『国家税務総局大企業納税サービス管理規程（試行）』の公布に関する通達（国税発[2011]71号）
- ▶ 国内石油企業が国外での石油（ガス）資源の開発・採掘から得る所得に係る外国税額控除に関する通達（財税[2011]23号）
- ▶ 租税条約中の教員、研究者に関する条項の執行についての公告（国家税務総局公告[2011]42号）
- ▶ 個人事業者、個人独資企業・パートナーシップ企業の出資者に係る個人所得税の基礎控除額の調整に関する通達（財税[2011]62号）

商務法規

- ▶ 海外投資プロジェクトに係る外貨登記業務に関する通達（匯資函[2011]9号）
- ▶ 外商投資企業の外貨建資本金口座からの引出に係る実務上の問題に関する補充通達（匯綜発[2011]88号）
- ▶ 証券会社による直接投資に対する監督に関するガイドライン

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396

斎藤 正浩 税務
masahiro.saito@jp.ey.com +81-3-3506-1282

崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修 中国ビジネス一般
fukui-sm@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1420

帯川 海 中国ビジネス一般
obikawa-k@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1420

松尾 和弘 中国ビジネス一般
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001339

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china